

法人から住宅の敷地を購入した場合、補助対象外なのはなぜ？

まちづくり推進課では、住宅に関する様々な施策を実施している中で、人口減少問題だけでなく、空き家・空き地問題に対しても重点的に取り組んでおります。河内長野市には昭和 40 年代～50 年代に大規模に開発された住宅団地が複数あり、昨今はこれら開発団地を中心に空き家・空き地問題が顕著になってきております。

具体的には、開発当初に敷地を購入し居住された住民のご高齢化が進む一方、そのお子様は市外に転出したり、自身で新たに住宅を取得するケースが増え、後を継ぐ方が少なくなることによって、空き家・空き地が増え、中には管理不全に陥り、近隣に悪影響を及ぼすケースも出てきております。市ではこういった個人が所有したままになっている空き家・空き地を流通させることが課題であると考えております。

一方、駅前などの中心市街地近辺では、マンションやミニ開発と言われるような新たな住宅地が開発され、利便性の観点から、そういったところで新たに住宅を取得される方が増え、郊外開発団地での空き家・空き地の増加が一層懸念されているところです。

以上のような状況を踏まえまして、今年度から実施しております近居同居促進マイホーム取得補助制度は、人口減少対策だけではなく、市内に多くあります郊外開発団地での敷地の流通を促進し、ゆとりある居住環境を維持することも目的として実施させていただいております。

前述のマンション建設やミニ開発などは、一般的に、不動産事業者などの法人が一旦敷地を取得し、販売努力の結果、住宅を購入された方に所有権が移転することになります。

従いまして、本市の厳しい財政状況の中、法人の自社努力により流通される敷地と、比較的流通しづらい個人所有の敷地を区別させていただくことで、より効果的・効率的に定住・転入促進及び空き家対策を実施していきたいと考え、現状の取扱とさせていただいておりますので、何卒、ご理解いただきますようよろしくお願い致します。

